

Q：ところで、VAWW-NET Japan は何？

A：正式には「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク（Violence Against Women in War-Network Japan）と言います。バウネット・ジャパンと呼んで（読んで）ください。

Q：いつできたの？

A：1997 年秋に東京で、世界 20 カ国から 40 人の海外参加者を招いて、「戦争と女性への暴力」国際会議が行われました。会議直後に国際的な VAWW-NET が生まれて、世界各地で同じ問題に取り組む女性たちの、国境を越えた連帯行動が始まったのです。

VAWW-NET Japan は、この国際会議の日本の実行委員有志を中心に、1998 年 6 月に正式に発足しました。

Q：どんな目的で活動しているの？

A：「戦争と女性への暴力」国際会議で採択された「戦時・武力紛争下の女性への暴力をなくすために、『女性の人権』の視点に立って、平和を創る役割を担い、世界の非軍事化をめざす（東京宣言）」ことを目的に活動しています。

Q 具体的にはどんなテーマに取り組んでいるの？

A：次の三つのテーマがあります。

1. 日本軍による奴隷制被害者の正義と尊厳の回復を求め、日本の戦争・戦後責任をはたす
2. 沖縄から基地を撤去させ、日米新ガイドラインの撤回を求める
3. 世界各地の戦時・武力紛争下の女性への暴力の実態と背景を知り、被害者の痛みを分かち合い、暴力をなくすための連帯行動をとる

Q：男性も入会できるの？

A：もちろんです。現在会員は約 200 人ですが、そのうちの一角が男性です。

Q：会員になるとどんな利点があるの？

A：E メールや FAX、郵送で VAWW-NET Japan ニュースが届きます。学習会やシンポジウムなどの案内も届きます。あなたからの情報や活動報告の発信、行動の呼びかけができます。

★VAWW-NET Japan は会員一人ひとりでつくる、行動するネットワークです。
あなたからの入会申し込みを待っています！！
年会費 12,000 円は、一ヵ月 1,000 円の分納でも OK です。

★「女性国際戦犯法廷」早わかり Q&A ★

「戦争と女性への暴力」

日本ネットワーク



1999 年 6 月 1 日発行

〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10

FAX 03-5337-4088

e-mail: vaww-net-japan@jca.ax.apc.org

Q：「女性国際戦犯法廷」って何？

A：アジア太平洋戦争中に日本軍が犯した「慰安婦」制度など女性に対する戦争犯罪の加害者の刑事責任を問うために、女性が中心になって民間で開く国際的な「法廷」です。

Q：よくある「模擬裁判」とどこが違うの？

A：理想的な裁判をやって見せるのではなく、国際人権法、国際人道法、国際刑法の国際的に著名な専門家を裁判官や検事として迎え、実際の刑事裁判になるべく近い法廷を目ざしています。

Q：なぜ開くの？

A：性暴力の被害者にとっては、自分が悪かったのではない、自分に起きたことは本来は決してあってはならないことで、自分はその被害者である、と自他ともに認められることが不可欠です。日本軍性奴隷制（「慰安婦」制度）では、被害者がこのように「悪いのは自分ではなく、日本軍・兵だったことを証明してほしい」と叫んでいるにもかかわらず、日本政府も裁判所も聞こうとしません。

1994年に韓国の被害者が来日して告訴しようとしたましたが、東京地検は門前払いで彼女たちの告訴状の受け取りさえ拒否しました。

1998年、常設の戦犯法廷として国際刑事裁判所（ICC）を設立することがローマ会議で合意されましたが、設立には60か国の批准が必要ですし、設立されても過去の犯罪は訴追の対象になりません。それで、自分たちで民間の法廷を開くことにしたわけです。

Q：どんな意味があるの？

A：被害女性の尊厳を回復することと、女性に対する戦争犯罪の再発防止が目的です。今も世界各地で武力紛争が繰り返され、男性たちは「戦争だから（だったから）」を理由に、武器として、戦略・戦利品の一つとして、また自分の欲望を満たすために、強かんや性奴隷など、女性や子どもたちに暴力をふるい続けています。彼等の罪を不問にすることは、次の犯罪を容認することになるわけで、こうした女性への戦争犯罪「不処罰」に歯止めをかけて、戦争と女性への暴力をなくそうというわけです。

Q：いつ、何処で開くの？

A：法廷は東京で今世紀最後の2000年12月に開いて、判決を出します。証拠として出すための調査はすでに各国で始まっています。

Q：誰が開くの？

A：国際実行委員会が開きます。

国際実行委員会は、加害国（代表：松井やより）、被害国（代表：尹貞玉）、国際諮問委員会（代表：インダイ・L. サホール）の三者で構成されています。それぞれの詳しい構成団体と個人は次の通りです。

★加害国 日本：VAWW-NET Japan

★被害国 韓国：挺身隊問題対策協議会

フィリピン：女性の人権アジアセンター

中国：上海「慰安婦」研究所

台湾：財団法人台北市婦女救援社会複利事業基金会

北朝鮮：「従軍慰安婦」太平洋戦争補償対策委員会

インドネシア：ジャカルタ法律扶助協会挺身隊問題対策協議会

★国際諮問委員会

アリアン・ブルネ（カナダ）

シャーロット・バンチ（アメリカ）

フローレンス・ブテグワ（ウガンダ）

ウステイナ・ドルゴボル（オーストラリア）

アルダ・ファシオ（コスタ・リカ）

ユーヘニア・ビザ・ロベス（アルゼンチン／イギリス）

マリエム・エリー・ルカス（アルジェリア／フランス）

レバ・ムラジェノビッチ（セルビア）

ヴァヒダ・ナイナー（インド／アメリカ）

ヘルケ・ザンダー（ドイツ）



★法律顧問

テオ・ファン・ボーベン教授（オランダ、マーストリヒト大学）

ロンダ・カブロン教授（アメリカ、ニューヨーク市立大学）

Q：だれをどう裁くの？

A：「慰安婦」制度の犯罪は一体だれの責任だったのか、どのような指揮命令系統のもとで、犯罪が行なわれたのか、責任者を明るみに出し、その罪をどう処罰すべきかを明らかにします。

Q：50年以上も前の犯罪を裁くの？

A：重大な人権侵害に時効はないというのが、国際社会の考え方です。

まず、アジア・太平洋戦争中（1931年～1975年）の実際に犯罪が行なわれた時期を対象にします。さらに、犯罪の影響が認められる現在までの責任も裁きます。戦後日本政府が証拠隠滅や、賠償、処罰をしてこなかった責任も問いたいと思います。

Q：どの地域で行われた犯罪を裁くの？

A：朝鮮半島、中国などの東アジア、フィリピンやインドネシアなどの東南アジアおよび太平洋地域で行われた女性への戦争犯罪です。日本も含まれます。

Q：実際に処罰するの？

A：民間の「法廷」ですから、法的拘束力はありません。従って、処罰はできません。どのような処罰に値する犯罪だったのかを明らかにすることが目的です。

Q：すでに亡くなっている人も裁くの？

A：責任者は死者であっても、その責任を明らかにするために訴追の対象にしたいと考えています。

Q：これまで、実際に裁判が行われたことはなかったの？

A：戦後、極東軍事裁判所（東京裁判）など、戦争犯罪人を裁く国際軍事裁判がアジア各地で開かれましたが、日本軍性奴隷制の罪の責任ほとんど問われませんでした。中国やフィリピンなど、アジア各地での日本軍による女性への性暴力に関する調査と記録は残されていますが、性暴力が戦争犯罪人の直接の起訴につながることはなかったのです。

Q：他の国ではどうなの？

A：西欧の裁判所は戦後一貫してナチスドイツの戦犯を今でも裁き続けています。すでに六千人が有罪になり、今年4月にも英国の裁判所がゲシュタポだった男性に終身刑を言い渡しました。イギリスやフランスは90年代に入って、ナチスを裁く法律を成立させました。西欧では戦犯の追求は最近ますます重要視されているのです。

Q：何か協力できることは？

A：調査活動や「法廷」には費用がかかります。「法廷基金」（個人一口2000円、団体は一口5000円）への協力をぜひお願いします。また、調査や資料の整理、翻訳、海外との連絡など、ボランティア大歓迎です。